

基幹相談支援センター設置の必要性の検討の方向性

第 4 期障害者福祉計画に基づき、仙台市障害者自立支援協議会において基幹相談支援センターの設置の必要性を検討するため、事務局（障害者支援課）にて、他都市の基幹相談支援センター（以下「基幹 C」という。）設置状況の把握及び本市の相談支援を担う機関へのヒアリングを実施し、今後の検討の方向性について、一定の整理を行った。なお、詳細については、平成 29 年度第 1 回仙台市障害者自立支援協議会にてお示しし、その後、具体の検討を行うこととしたい。

1. 他都市の基幹 C 設置状況及び本市の現状の把握

平成 28 年 4 月現在、指定都市 20 都市中、15 都市が設置している。また、全市町村を対象としてみると、1874 市町村中、473 市町村（27%）であり、質量とも十分とは言えない状況とされている。

厚生労働省障発第 0801002 号「地域生活支援事業の実施について」では、基幹 C の 4 つの業務として、「総合的・専門的な相談支援の実施」「地域の相談支援体制の強化と取組」「地域移行・地域定着の促進の取組」「権利擁護・虐待の防止」が示されている。本市では、これまで、障害者相談支援体制整備をすすめるなか、各々の機関が一定の役割を担ってきた。このことは、障害のある方にとって、様々な機関での相談が可能となる一方、本市の障害者相談支援体制が複雑に関連・重複し、全体を把握することが難しくなっている。また、平成 27 年度より、各区に障害者自立支援協議会を設置し、区を圏域としたネットワークの強化、地域課題の把握と解決に向けた取組み、支援者のスキルアップ等をとおして、障害のある方の地域での生活を支えていくための仕組みづくりをしている。

本市では、平成 23 年度に「障害者の相談支援事業の再編強化に係るフレームワーク」を作成したが、その後の国レベルでの議論の進展、地域で生活する障害のある方の高齢化、重度化、ニーズの多様化が加速しており、既存の枠組みで検討することは、現状と乖離することが想定される。さらに、平成 29 年 2 月、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より、「地域共生社会」の実現に向けた当面の改革工程が示され、障害分野からの切り口のみならず、より幅広く議論する必要があると考える。

2. 検討の方向性 ※現時点におけるもの

以下の視点を含めた検討を行う。

- ・ 従来の障害分野にとらわれない相談支援体制のあり方の検討
 - 高年齢分野・教育分野・医療分野・生活困窮者支援等、障害のある方への支援と重複・近接する分野と障害者相談支援の整理及び協働の方向性の検討
- ・ 「区を一つの単位とする」視点を持った相談支援体制・基幹 C の設置の必要性の検討
 - 区障害者自立支援協議会を活用した障害のある方への支援体制の検討
- ・ 各機関（専門相談機関等）の機能・役割の再確認
 - 各機関の機能や役割を再確認し、分かりやすい仕組みの検討
- ・ 地域づくりの視点
 - 障害のある方が、地域でその人らしい生活を実現するための資源開発やネットワークのあり方の視点を含めた検討